瑞穂市自主防災組織マニュアル

(平成 23 年度版)

瑞穂市

瑞穂市自主防災組織マニュアル

第 1	ı	自主防災組織の育成と強化
É	3	主防災組織のたちあげ
(1)自主防災組織とは・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
		2)組織の活動内容と役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
((:	3) 自主防災組織のたちあげるためには・・・・ ・・・・・・・・・・・・・1
	•	4)リーダーの育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
		5)自主防災組織の規約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
((6)自主防災組織の防災計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(('	7)自主防災組織の編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
((8	8)他の組織との協調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
貣		料 編
	E	自主防災組織規約(例) ······· 5
		防災計画(例) · · · · · · · · · · ·
		自主防災台帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	E	自治会自主防災組織編成表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
第2	2	自主防災組織の活動マニュアル
		1)はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
		2) 瑞穂市ではどうなる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
		3)被害を想定する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
((4	4)発生直後の対応・・・何が一番重要 ? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6
(5) 直後の対応のあと、すぐ必要な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・18
((6) その他の平常時の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
((7)災害時の活動に関するまとめ ······· 2 0

第1 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、消防署など防災機関の活動の遅れや倒壊家屋等の障害による阻害が予想されています。このため、"自分達の地域は自分達で守る"という地域住民のコミュニケーション連帯意識にもとづく防災活動は不可欠です。

市では、県や防災機関と相互に連携して、地域住民や事業所等の自主防災組織の整備、育成を推進しています。そして、自主防災組織単位、あるいは校区単位等で連携して防災訓練等を実施することにより、地域住民が防災に関する正確な知識を持つことができ、災害時の被害を最小限にとどめることができるものと考えています。

よって、地域の自主防災組織の立ち上げを支援するため、このマニュアルを作成するものです。

自主防災組織のたちあげ・・・・地域の皆さんが主役

(1) 自主防災組織とは・・・・

自主防災組織とは、地域住民が**自分たちの地域は自分たちで守る**"という自覚、連帯感にもとづいて、自主的に結成する組織です。具体的には、自治会や校区を単位として、組織に参加する住民相互の合意 規約にもとづくことを原則として組織されます。

自主防災組織は、災害発生時に、災害による被害を防止し、また軽減するために実際に活動を行う組織、いわば実働部隊として結成されることが求められるのです。



(2)組織の活動内容と役割

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災 訓練の実施、防災資機材の点検・整備等を行うとともに、災害時においては情報の 収集・伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護(人命救助)、給食・給水等の活動等を行うことが期待されます。

(3) 自主防災組織をたちあげるためには・・・

自主防災組織づくりのためには、何らかのきっかけが必要と言われます。平成7年の阪神・淡路大震災発生以降、全国的にその機運が高まっており、各地にこの地震を契機として組織化が進んでいるのは事実です。また現在、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されており、瑞穂市においても住民の防災への意識・関心も

高まっている現状から、その基盤ができていると言えるでしょう。

すでに市内の自治会では、自主防災組織の設立を報告され、毎年、防災訓練等を 実施しておられる団体や、ほかにも、自治会単位で、毎年、防災訓練を実施するな ど自主防災組織と類似した組織・体制ができている自治会も多く、その活動の内容 を充実させることで自主防災体制を整備することが可能です。また、自治会の中で 特に防災活動を行なっていない場合は、自治会活動の一環として防災活動をとりあ げることにより、自主防災体制の整備を推進することができます。

いずれにしても、その地域の住民が自主的、積極的にその組織に参加し、効果的な活動を行なえるよう、地域の実情にあった仕組みを考えることが基本的に求められます。

(4)リーダーの育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、それが活発に行なわれるか否かは、 リーダーの見識、熱意に負うところが大きいものです。市では、消防団員OBに協力をお願いし、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、自治会単位の自主防災組織の活動の充実を目指しています。

ほかにも県が主催する自主防災組織育成研修やコミュニティ女性防災リーダー 養成講座等の受講者を組織のリーダーに活用することも有効です。

(5)自主防災組織の「規約」とは・・・・

自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の 合意を明確化(明文化)するのが「規約」です。活動を体系的かつ機能的に行うに は、規約を定めておく必要があります。

自主防災組織を自治会の中の一つの組織として「防災部」を設けるような場合には、自治会の規約を改正すれば足りますが、新たに自主防災組織をもうける場合は、 規約により必要事項を明確にする必要があります。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、 会議の開催、防災計画の策定、防災訓練の実施等について定めるものです。

(資料参照)

(6)自主防災組織の防災計画

防災計画の策定にあたっては、平常時はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを具体的に盛り込みます。その内容は、地域の実情により異なりますが、一般的には盛り込むべき項目としては次のようなものが考えられます。

自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

組織編成と各班の果たす役割を明確にするもの。

防災知識の普及・啓発に関すること。

事項、方法、実施時期等を定める。

災害危険の把握に関すること。

事項、方法等を定める。

防災訓練に関すること。

訓練の種別、実施計画、時期及び回数等を定める。

情報の収集・伝達に関すること。

情報の収集・伝達及びその方法等について定める。

避難に関すること。

避難誘導の指示、方法及び避難路、

避難場所、避難所の確認。

出火防止、初期消火に関すること。

出火防止対策、初期消火対策等に ついて定める。

救出・救護に関すること。

救出・救護活動、医療機関への

連絡等を定める。

給食・給水に関すること。

食料や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。

災害時要援護者対策に関すること。

平常時、災害時の取り組みについて定める。

他組織との連携に関すること。

他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。

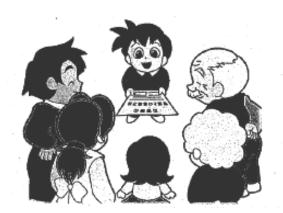


自主防災組織が、災害発生時に迅速に、かつ効果的に応急活動を行うためには、 一般的には次のようなことが考えられます。

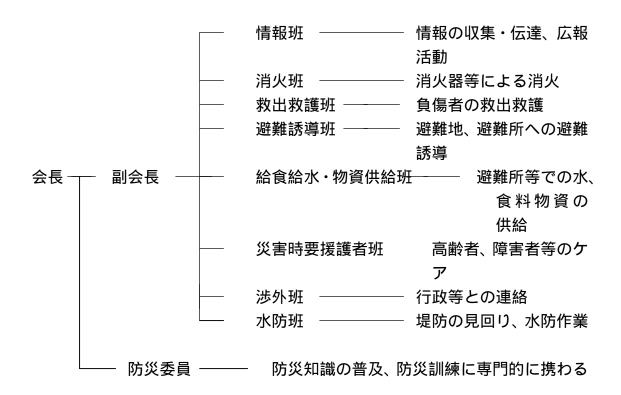
自主防災組織には、組織をとりまとめる会長をおき、そのもとに活動班を 編成します。そして、班ごとにもリーダー(班長)を定めます。

- (ア)情報班.....情報の収集・伝達、広報活動
- (イ)消火班……出火防止、消火器・可搬式小型動力ポンプ等による初期消火 活動
- (ウ)救出・救護班......負傷者等の救出・救護活動
- (エ)避難誘導班.....住民の避難誘導活動
- (オ)給食・給水班……水、食料等の配分、場合によっては炊き出し等の給食 給水活動

世帯数の多い大規模な自治会の場合は、各活動班との連絡調整を行う本部班などを設けるとより効果的です。



組織編成例 図1



組織編成の注意点

市外への通勤者が多い等のため、昼間と夜間とで在宅者数が異なる場合には、 昼夜いずれの場合にも支障のないような人材の配置を考えるか、昼夜別々の組 織編成を行うことも考えられます。

災害の実情に応じ、例えば水害の場合は水防班などを設けて巡視することも 有効です。

地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織や従業員も自主防災組織に参加してもらい、一定の役割をお願いすることが理想です。

活動班員が特定の地域のみに片寄らないようにするのも必要です。

活動班員の配置にあたっては、地域内の専門家や経験者(例えば、消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班など)に配置するなど、班員の活動に実効性をもたせることが有効です。

(8)他の組織との協調

市内には女性防火クラブがすでに活動しており、地域ごとで自治会と連携をとりながら初期消火訓練も実施している経緯がありますが、地域内に女性防火クラブが結成されている場合は、女性防火クラブも自主防災組織に位置づけ、一体となった活動ができるよう体制をつくることも一案です。

また、県では地域防災組織リーダー養成講座などリーダー養成講座を開講していますが、そうした講座の受講経験者や災害時のボランティア活動を経験した人が地域内にいる場合は、そうした人材を活用することも有効です。

資料 自主防災組織規約(例1)

地区防災コミュニティ推進会規約

(名称)

第1条 この会は、 地区防災コミュニティ推進会(以下「本会」という。)と称し、事 務局を 公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、 地区住民一人ひとりが防火・防災意識の向上を図るとともに、高齢者 等要援護者を支援し、共に安心安全の地域づくりを進めることを目的とする。

(構成団体)

第3条 本会は、 自治会を母体として、自治会内の諸団体、ボランティア組織及び本 会の主旨に賛同する者をもって構成する。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防火・防災意識の普及に関すること。
 - (2) 防災資機材の確保・防災拠点の整備に関することと。
 - (3) 非常災害発生時の防災本部の運営に関すること。
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 防災委員 若干名
 - (4) 班長 若干名
 - (5) 監査役 2名
- 2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・消防団員OBなどをもって あてるものとし、会長が指名した者とする。
- 3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を 行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

- 第8条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。
- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・ 救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織。
 - (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計監査)

- 第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを 行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

資料 自主防災組織規約(例2)

地区防災コミュニティ推進会規約

(名称)

第1条 この会は、 地区防災コミュニティ推進会(以下「本会」という。)と称する。 (目的)

第2条 本会は、 地区住民の一人ひとりが防火・防災意識の向上を図るとともに、高齢 者等を支援し、共に安心安全の地域づくりを進めることを目的とする。

(構成団体)

第3条 本会は、 自治会を母体として、自治会内の諸団体、ボランティア組織及び本 会の主旨に賛同する者をもって構成する。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防火・防災知識の普及・啓発に関すること。
 - (2) 防災資機材の確保・防災拠点の整備に関すること。
 - (3) 非常災害発生時の防災本部の運営に関すること。
 - (4) 防災訓練、防災計画の策定及び実施に関すること。
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項 (役員)
- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会を統括する。
 - (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
 - (3) 防災委員 若干名 役員会を構成し、重要事項を審議決定し、事業の推進にあたる。
 - (4) 会計 1 名 本会の会計事務にあたる。
 - (5) 監事 2 名 会計を監査する。

(役員の選出等)

第6条 役員は、会員の互選により選出することとし、その任期は、1年とする。 (会議)

- 第7条 本会の運営は、次の会議により決定する。
 - (1) 総会 年1回定例に開催する。
 - (2) 臨時総会 重要事項については、役員会の要請により、会長が招集する。
 - (3) 役員会 第5条に規定する役員をもって構成し、必要のつど会長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正及び防災計画の作成・改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他役員会で特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第8条 本会は、災害の被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次のことについて定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(経費)

第9条 本会の運営に要する費用は、役員会の協議による分担金、その他の収入金をもって これに充てる。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織防災計画(例)

自治会自主防防災組織防災計画

1.目的

この計画は、 自治会自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震、 風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とす る。

2.計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【編成例 図1、本文4ページ】

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び防災計画に関すること。

地震、火災、水災等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。

食料等を3日分確保することの重要性に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布 座談会、講演会、映画会等の開催

パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5.地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

危険地域、区域等

地域の防災施設、設備

地域の災害履歴、災害に関する伝承

大規模災害時の消防活動

(2)把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

瑞穂市地域防災計画

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に 行いうるようにするために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。 訓練は、総合訓練にあっては年 回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7.情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令等による。

8.避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

瑞穂市長の避難指示がでたとき、又は自主防災組織会長(以下「会長」という。)が 必要であると認めたとき会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、避難計画書に基づき、住民 を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、瑞穂市長の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

9. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等消火資機材の整備林況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

可搬式(小型)動力ポンプの防火水そう付近への配備消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10.救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・ 救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関設置する応急救護所に搬送する。

11.給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類 販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12.災害時要援護者対策.

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把輝するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民 生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティァ等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護著に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

13.他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等 と連携を図るものとする。

14.防炎資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2)定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

資料:自主防災台帳

自主防災台帳(例)

自治会自主防災会

班	組		
自主防災組織会長	様		
下記の注意事項を	を確認し以下の	- とおり登録します。	

	氏 名	続柄	生年月日	血液型	昼間の居場 所		カ O 不可]能×	防災上の参考事項、役立つ資格、技能及び介護の要否・介護理由等
			M. T. S. H		(平日)	平日	休日	夜間	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

(記入上の注意)

- ① 緊急時の自主防への協力・・・・・小学生以下は除く
- ② 防災上役立つ資格、技能など・・・・・(例)元消防団員、保健師、看護師、元警察官、自衛官、整体師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者
- ③ この名簿は、自主防災組織活動以外の目的には使用しません。 ただし、防災活動の性質上平常時及び災害時の災害(予防)支援活動のため、必要と認められる場合は、この名簿の情報を市役所、消防署、警察署、消防団、民生委員、自治会で共有するものとします。

資料: **自治会自主防災組織編成表(例)**

			班員	
隊長 —— (自治会長)	—副隊長 (副自治会長) (防災委員等)	── 情報班長 (情報の収集伝達)— ()
	(防災委員等)		- ()
			<u> </u>)
			<u> </u>)
			<u> </u>)
		—— 消火班長 (班員) ()
		出火防止、消火活動	_ ()
)
)
			_ ()
		—— 救急救護班長 (班員) ()
		負傷者の救出救護	<u> </u>)
			<u> </u>)
			_ ()
			L ()
			班員	
		── 避難誘導班長 住民の避難誘導等)— ()
			<u> </u>)
			<u> </u>)
			– ()
			<u> </u>)
		── 災害時要援護者班長 (班員) ()
		高齢者、障害者等のケア等	_ ()
)
)
)
			(Tift ==)
			班員) ()
		給食給水活動	<u> </u>)
			<u> </u>)
			<u> </u>)
			_ ()

項目は適宜修正して使用したり、必要な部分のみ使用したりしてください。

第2 自主防災組織活動マニュアル【活動編】

1.はじめに

阪神大震災では、自力脱出不可能の人約 35,000 人のうち、約 7,900 人が警察・消防・自衛隊に助け出されましたが、その時点で半数以上は亡くなっていました。残る約 27,000 人は近隣住民が救出、生存率は 80%以上でありました。(H16.10.8 毎日新聞より)

このように「自助」「共助」による協力や助け合いは、災害直後の活動には不可欠なものであることを物語っています。

2. 瑞穂市ではどうなる?

瑞穂市では、影響が予想される地震として、海溝型では東海地震、東南海地震、南海地震、活断層による内陸型では、阿寺断層、跡津川断層、関ヶ原 - 養老断層、高山 - 大原断層等による地震があげられます。県の調査による予想震度等は以下のとおりです。

震源種別 阿寺断層 跡津川断		関ヶ原 -	高山 -	東海	東南海	東海・東	
	層		養老断層	大原断層			南海複合
震度	5弱~5強	5弱~5強	6弱	5弱~5強	5弱~5強	5 強	5 強
建物全半壊棟数	42	120	3,589	72	50	97	108
避難者数	84	228	7,336	148	87	192	208
(初日最大避難者数)	(570)	(1,101)	(14,776)	(797)	(-)	(-)	(2,540)

各震度は、どんなものでしょうか?

震度5弱・・家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることがある。

震度 5 強・・タンスなどの重い家具や、外では自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転は困難。

震度 6 弱・・立っていることが難しくなる。タイル壁や窓ガラスが壊れドアが開かなくなる。耐震性 の低い木造住宅では倒壊するものがある。

震度6強・・立っていられず、這わないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸がはずれて飛ぶ。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがかなりある。

震度7・・・自分の意志で行動できない。大きな地割れ、地すべり、山崩れが発生する。耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破損することがある。

震度の大小は、その地盤によって左右されます。瑞穂市のような河川の近くの土地は、土砂が堆積してできたものであり、特徴として揺れが増幅しやすく、また液状化現象も起こりやすい性質があります。

また近年では、活断層などが確認されていない「空白地帯」でも地震が発生しており、いつどこで 大地震が起きても不思議はありません。

3.被害を想定する

以下のような被害が予想されます。

平常時の対応

建物等 ——	耐震性の低い木造住宅では倒壊 ─→	下敷きによるケガ 火災	耐震診断
-	家具の転倒───	下敷きによるケガ 火災	家具の固定等
	道路ぎわブロック塀の倒壊等 ──▶	下敷きによるケガ 緊急自動車が入れない 交通渋滞	危険 (想定) 箇所の点検
道路や橋 ─→	陥没や落下の危険 ────	緊急自動車が通れない 交通渋滞、事故	同上
電気 ──→	停止 ────	通信機器、 パッソンなどの使用制限 病院機能の障害	非常電源確保
ガス	都市ガス停止、 ────► プロパンガス転倒など	ガス漏れ 火災・爆発	元栓閉め
水道 ──→	停止 ────►	消火栓から水が出ない 病院機能の障害	水のため置き 自然水利確認
通信 ──→	通信規制、輻輳 ────	消防署、市役所などに 連絡取れない 状況把握困難	代替手段確保 171 の活用 公衆電話

4. 発災直後の対応・・・何が一番重要?

まずは「自助」

まずは、身の安全の確保です。

机の下などにもぐりこむ、手近や座布団などで頭を保護する。 すばやく火の始末をする。非常脱出口を確保するなど。

「共助」にもとづく地域の助けあい・協力

阪神大震災では、自力脱出不可能の人約35,000人のうち、約7,900人が警察・消防・自衛隊に助け出されたが、その時点で半数以上は亡くなっていた。 残る約27,000人は近隣住民が救出、生存率は80%以上であった。 (H16.10.8毎日新聞より)

災害直後、地域でどのような対策をしていくか

火舌直及、地域でこのような対象をして	
災害直後の主な対策	平常時の地域の活動・訓練等
1. 迅速な被害状況の把握と情報伝達	活動案:
地域の被害状況を概況でいいので把握し、	地域の情報収集及び伝達の体制づくり、訓練
できるだけ早く防災機関、市役所などに伝達	
する。	
被害が大きい場合は、概況を迅速に把握し	
て国や県に一刻も早く応援要請	
をすることが重要。	
2. 地震後の火災に対する消火活動	活動案:
阪神大震災の時の火災発生件数は 285 件。	
一時に起きた火災は、消防の力だけでは抑	初期消火の訓練を行う
えることはできません。	消火器、その他の器具等を使用する。
地震直後の火災を広げないことと隣近所で	自分で手に終えない場合は回りに大声で助けを
の協力が重要。	求める。
	消防団や消防職員、そのOBなどの協力も視野に。
水道管破損で消火栓が使えないこともある	あらかじめ、自然水利や井戸の把握を行う。
ため、自然水利を利用することを念頭に。	
阪神大震災では、バケツリレーで延焼を最	バケツリレーを用いた消火訓練を行う。
小限の抑えた地域もありました。	
3.救出活動	活動案:
人命優先。	防災資機材の配備
時間が経つほど助かる人は少なくなりま	個人の持っている資機材等のリストアップ
す 。	近所の重機を使える事業所等の把握・協力体制
	地域住民の資材を使った救出訓練、搬送の訓練
	事業所の重機を使用した救出訓練
	応急手当の訓練
	搬送先のリストアップ(病院や救護所)

4 . 要援護者の避難等	活動案:
高齢者、身体障害者、乳幼児、子ども、妊	(要援護者から)助けを求める必要性の理解を
婦等の災害時要援護者は、避難に時間が必要	求める機会の設定
なので隣近所の住民や地域の自治会等の協力	要援護者の把握・台帳作り(個人情報の扱いに
を得て避難を行う。	留意、基本的には承諾者から)
	要援護者の支援担当者の割当てや誘導者の設定
	等(複数人数)
	避難先、避難経路の検討・下見
	避難先での運営などのマニュアルづくり
	福祉施設との活動締結

5. 直後の対応のあと、すぐに必要な対応

,
必要な平常時の対応等(地域・個人)
活動案:
家族単位での安否確認の方法、連絡手段(後述)。
地域で作成する住民リストや地域活動の中での
住民把握。
活動案:
避難所、避難場所の把握、下見など(実際歩い
て持出品や家族など連れて避難してみるのもよ
l1 ₀)
避難先での運営などマニュアルづくり
活動案:
食料、水、器具などの調達から食料の調理まで
の訓練(電話や自動車を使わないなど想定)
活動案:
個人や地域で必要なもののリストアップ
非常持出し品等の整備への取り組み

6.その他の平常時の取り組み

各家庭での取り組み	地域での取り組み
1.倒れない家に住む	活動案:
昭和 56 年以前の木造住宅は耐震性が弱い、	耐震化に関する知識や診断・補強等の支援の制
耐震診断をうける、耐震補強をする・・・補	度の講習をする

助制度あり

2. 家具の転倒防止

家具の横で寝ていませんか?

部屋の模様替えをし、寝室や居るときが多い 部屋に家具をできるだけ置かない。

重いものをできるだけ下に入れる。

防止器具を使って固定する

活動案:

固定の方法を学習する講習をする。(対象者、地元有志、民生委員、訪問看護職員等)

地域のボランティア活動として、高齢者世帯や 障害者の家具固定を行う。(講習修了者を通して希望者を募る)

3. 非常持出品、備蓄品を準備する

非常持出品・・避難時に持ち出す最小限の必 需品

携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、非常食・水、衣類、救急薬品、貴重品など 家族で分けて作ったり、いくつかに分け て作る

備蓄品・・・・災害復旧まで最低3日くらい の自活を行うためのもの

非常食、水、生活用品など、 あとで戻って取り出しがしやすいとこ ろに保管しておくなどの工夫をする。

活動案:

地域の避難訓練の際に必ず持って参加することとする。

各家庭での方法や工夫の発表会をする。

4.地域の危険(想定)箇所の把握

普段自分や家族などが通るルートや、避難に使用するルート上に、ブロック塀や石垣、自販機(倒壊等が想定されるもの)

看板、エアコンの室外機(落下が予想される もの)がないか、確認する。

活動案:

みんなで実際に歩いて確認し、マップなどをつ くる。

5. 非常用電源の確保

携帯電話などの自家充電グッズなどを用意する。

活動案:

地域で備蓄を行う。

また、事業をしている方で既にお持ちの方をリストアップしておく。

5.ガスの元栓やボンベの固定

ガスの元栓を閉めることを励行しましょう ボンベは転倒したりすると危険です。 しっか

活動案:

ガスの取り扱いについて周知する

り固定されているか点検しましょう。

6. 水道

地震で水道管が破裂すると、水が出なくなり、直後の消火用水や生活用水の不足を招きます。

風呂の水は、その日おとさないで使用する直前に入れ換えて使って確保します。

7. 通信代替手段の確保

災害時には、回線使用数が跳ね上がり、一般 電話の使用が制限される場合があります。

このような時は、公衆電話を使用する(災害時の優先電話となっています。ただし 10 円硬 貨しか使えない場合もあります。)。

被災地から被災地外へは比較的かかりやすいので、遠くの知人や親戚に連絡して起点になってもらいます。(普段から家族で話し合っておくといいでしょう。)

また、災害時には、災害用伝言ダイヤル「171」が開設されますので利用しましょう。(使い方を普段から学習したり、練習する。)

活動案:

地域の消火用水となる自然水利を調査しておく 風呂水の溜めおきの知恵を周知する

活動案:

一般電話の制限について周知する

災害伝言ダイヤル「171」の紹介や、実際使用した訓練を行う。(1月を除く毎月1日などは、訓練用に使用することができる。)

7.災害時の活動に関する認識まとめ

災害時には家族、地域、事業所、消防、警察、行政、少し時間が経つとボランティアなどの幅広い協力の下での様々な活動。

自助、共助に関することや災害時の行動などについて、少数の役員さんだけが知っているのではなく、地域の皆さんが認識していること。

日頃の家の耐震化や、家具の転倒防止で活動できる人をたくさん確保。

- M E M O -